

一般社団法人紺屋町定款

令和5年6月8日 作 成

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人紺屋町と称する。

(目 的)

第2条 この法人は、多くの人々に対して音楽や芸術文化に触れる機会を提供し、もって音楽や芸術文化の普及・継承及び発展並びに音楽や芸術文化を通じたまち作り、人々の心の安定や平和な世界づくりに寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 演奏会や文化芸術イベント等の企画及び運営事業
- (2) 学校、福祉施設や各種イベント等への音楽家や芸術家の派遣事業
- (3) 音楽や文化芸術等の各種講習会や講演会等の企画、運営及び実施
- (4) 音楽家や作曲家をはじめとする芸術家等への支援活動
- (5) 音楽や文化芸術の普及活動及び支援活動
- (6) 各種文化芸術施設等の管理運営
- (7) 地域の活性化やまちづくりに関する活動
- (8) 人々の心が安定し、平和な世界を目指すための活動
- (9) 前各号に附帯する一切の事業

(主たる事務所の所在地)

第4条 当法人は、主たる事務所を群馬県前橋市に置く。

第2章　社員及び会員

(法人の構成員)

第5条 当法人に次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員　この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第6条 会員として入会しようとするものは、当法人所定の入会申込書により入会の申込みを行うものとする。

- ② 入会は、理事の過半数の承認を得なければならない。

(会費等)

第7条 会員は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、入会金及び会費として、社員総会で定める額を支払わなければならない。

(会員名簿)

第8条 当法人は、会員の氏名及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- ② 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(任意退会)

第9条 会員は、理事が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議について当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第11条 前2条のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡又は解散若しくは破産したとき。

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(招集)

第13条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- ② 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数の決定により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。
- ③ 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面ですることを要しない。

(招集手続の省略)

第14条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わる。

(決議の方法)

第16条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

② 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員及び会員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第17条 社員は、当法人の社員又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び議事録作成者が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事及び代表理事

(理事の員数)

第19条 当法人の理事の員数は、5名以内とする。

(理事の資格)

第20条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。

(理事の選任の方法)

第21条 当法人の理事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事)

第22条 当法人に理事が2人以上いるときは、理事の互選によって代表理事1人を選定するものとする。

(理事の任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

② 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第24条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 資産及び会計

(事業年度)

第25条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第26条 代表理事又は理事は、毎事業年度、計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告を定時社員総会に提出しなければならない。

② 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告につ

いては理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第27条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書を、定時社員総会の日の1週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第28条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第29条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第30条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第31条 この法人を清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人（この法人の社員である者は除く。）又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

第7章 公告の方法

(公告方法)

第32条 当法人の公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方

法により行う。

第8章 補 則

第33条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項は、理事の決定により、代表理事が別に定める。

(定款に定めのない事項)

第34条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

第6章 附 則

(設立時社員の氏名及び住所)

第35条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

群馬県前橋市千代田町四丁目 6 番 5 号

鈴木 創

群馬県前橋市横手町 235 番地 1

伊藤 正

(設立時の役員)

第36条 当法人の設立時理事は、次のとおりとする。

設立時理事 鈴木 創

(設立時の代表理事)

第37条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

群馬県前橋市千代田町四丁目 6 番 5 号

設立時代表理事 鈴木 創

(設立時の主たる事務所)

第38条 当法人の設立時の主たる事務所は、群馬県前橋市千代田町四丁目 6 番 5 号とする。

(最初の事業年度)

第39条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

以上、一般社団法人紺屋町を設立のため、設立時社員鈴木創外 1 名の定款作成代理人である司法書士板倉真は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和 5 年 6 月 8 日

設立時社員 群馬県前橋市千代田町四丁目 6 番 5 号
鈴木 創

設立時社員 群馬県前橋市横手町 235 番地 1
伊藤 正

上記設立時社員 2 名の定款作成代理人

群馬県前橋市岩神町四丁目 16 番 19 号
司法書士 板倉 真